

横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業
質問及び回答（入札説明書）

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
1	入札説明書											本書で用いられる「選定事業者」とは、落札者が設立し、市と事業契約を締結する「SPC」と理解してよろしいでしょうか。	SPCは選定事業者であると御理解ください。
2	入札説明書		1	1							入札書の位置付け	入札書等を構成する各書類について、内容に齟齬があった場合は、入札説明書以下、記載されている付属資料の番号に従って、優先されると理解してよろしいでしょうか。	基本的には御理解のとおりですが、入札説明書等を構成する書類間に齟齬がある場合には個別に協議します。なお、事業契約書（案）第5条第2項もご参照ください。
3	入札説明書		1	1							入札書の位置付け	入札説明書等と、先に公表された実施方針等に記載された文章が同じ場合において、入札説明書等に対する当該項目に関する質問が無かつた場合は、実施方針等の質問回答が採用されると理解してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
4	入札説明書		1	1							実施方針等	入札説明書に先行して市が公表した書類とは、実施方針等及び実施方針等に関する質問回答及び意見との理解で宜しいでしょうか。	入札説明書に先行して市が公表した書類とは、実施方針等及び実施方針等に関する質問回答です。
5	入札説明書		2	2	1	(1)					事業名称	「下水汚泥燃料化事業」とありますが、燃料化物は固形燃料以外に何をお考えですか。	固形燃料以外には気体燃料を想定していますが、それ以外の提案を排除するものではありません。
6	入札説明書		2	2	1	(5)					事業の目的	「民間事業者の独自技術や創意工夫を活用することで、“より経済的”で“環境負荷の軽減”に配慮した事業」とありますが、落札者決定基準で価格点が技術点の半分に設定されていることから、“経済的であることを評価しない”、且つ横浜市外での温室効果ガス削減量を評価しないことから、“横浜市内の環境負荷の軽減”に配慮を求めていると理解してよろしいでしょうか。	本事業の提案にあたっては、民間事業者の独自技術や創意工夫を活かし、経済性及び市内外での環境負荷の軽減についても配慮してください。

横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業
質問及び回答（入札説明書）

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
7	入札説明書		2	2	1	(5)					事業の目的	本事業目的に「事業の実施にあっては民間事業者の独自技術や創意工夫を活用することで、より経済的で環境負荷の軽減に配慮した事業とする。」とあります。また、入札応募グループにとって本事業に取り組むにあたるための基本方針・規定として捉えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
8	入札説明書		2	2	1	(6)	ア				事業対象	事業対象用地については、土壤汚染や埋設物等があった場合は、その除去費用や除去に伴い事業者に生じた損害及び費用は、横浜市がご負担すると理解してよろしいでしょうか。	土壤汚染、地下埋設物に関するものについては市の負担となります。既存建物の瑕疵で提示する図面等から判断可能なものは選定事業者の負担となります。
9	入札説明書		2	2	1	(6)	ア				事業対象	既設汚泥焼却炉3号炉は解体の対象となっておりませんが、今後どのように扱われるかご教示ください。	今後の予定については未定です。
10	入札説明書		3	2	1	(6)	エ	(ア)	a		設計に関する業務	各種申請に関する業務について、撤去解体設備の廃止に関する届出は、事業者決定前に横浜市により完了していると理解してよろしいでしょうか。	撤去解体対象設備の廃止に関する届出は、市が行います。時期については、撤去着手前を予定しています。
11	入札説明書		3	2	1	(6)	エ	(ア)	a		設計に関する業務	各種申請及び許認可手続きに関する業務について、横浜市が提出すべき手続きで直接的に必要になる費用は横浜市殿の負担と理解してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
12	入札説明書		3	2	1	(6)	エ	(ア)	b	(a)	業務範囲	「2号炉管理棟及び汚泥ピットは継続利用する」とありますが、事業期間中の更新は必要ないものと理解してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
13	入札説明書		3	2	1	(6)	エ	(ア)	b	(a)	建設に関する業務	「2号炉管理棟及び汚泥ピットは継続利用する」とありますが、事業者提案により、管理棟及び汚泥ピットを大幅に改築若しくは更新することは可能でしょうか。	御理解のとおりです。ただし、本施設の管理運営期間において、他施設の管理運営に支障が出ない範囲で可能です。また、現在の汚泥ピットの容量及び受入設備の機能は確保してください。
14	入札説明書		3	2	1	(6)	エ	(ア)	b	(a)	建設に関する業務	事業者提案により、管理等及び汚泥ピット以外にホッパーやクレーン等を再利用することは可能でしょうか。	御理解のとおりです。

横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業
質問及び回答（入札説明書）

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
15	入札説明書		3	2	1	(6)	エ	(ア)	b	(g)	建設に関する業務	各種申請及び許認可手続きに関する業務について、横浜市殿が提出するべき手続きで直接的に必要になる費用は横浜市殿の負担と理解してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
16	入札説明書		3	2	1	(6)	エ	(ア)	b	(i)	建設に関する業務	「その他本事業を実施する上で必要な業務」とは、具体的にどのような業務を想定していますか。	市との協議や提案により生じる業務になります。
17	入札説明書		3	2	1	(6)	エ	(イ)	h		管理運営段階	「燃料化物の購入・販売及び運搬業務」について、燃料化物の運搬業務は、構成員または協力会社が外部（第三者）へ委託することは可能と理解してよろしいでしょうか。	構成員又は協力会社の責任において外部へ委託することは可能です。
18	入札説明書		3	2	1	(6)	エ	(イ)	h		業務範囲	「燃料化物の購入・販売及び運搬業務」とあります 燃料化物の購入・販売及び運搬業務	No17の回答を参照ください。 が、燃料化物の運搬業務は構成員又は協力会社が外部（第三者）へ委託することが可能と考えますがよろしいですか。
19	入札説明書		3	2	1	(6)	エ	(イ)	i		管理運営段階	燃料化物は、廃掃法上の廃棄物に該当しないことを横浜市殿にて確認済みと理解してよろしいでしょうか。	具体的な燃料化物の提案がない段階で確認はできないものと考えていますが、製造された燃料化物を有価物として取扱うためには、環境省通知等に基づき総合的に判断する必要があります。なお、要求水準書31頁に記載のとおり、燃料化物として有効利用されるように提案をお願いします。
20	入札説明書		3	2	1	(6)	エ	(イ)	i		業務範囲	燃料化物は廃掃法上、廃棄物には該当しないという理解でよろしいでしょうか？	No19の回答を参照ください。
21	入札説明書		3	2	1	(6)	エ	(イ)	i		管理運営段階	「燃料化物の有効利用」が選定事業者（S P C）の業務となっていますが、「燃料化物の販売」が選定事業者（S P C）の業務となっていることから、選定事業者（S P C）は、自ら有効利用するものではないと理解してよろしいでしょうか。	S P Cが販売することを想定していますが、自ら利用することを否定するものではありません。

横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業
質問及び回答（入札説明書）

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
22	入札説明書		4	2	1	(6)	エ	(イ)	1		管理運営段階	「副産物の引渡業務」とは、誰から誰へ、どの場所からどの場所へ、引き渡すことを意味していますか。	センター内の当該事業場所からセンター外の提案のあった先へ引き渡すことを想定しています。
23	入札説明書		4	2	1	(6)	エ	(イ)	n		管理運営段階	「その他本事業を実施する上で必要な業務」とは、どのような業務を想定していますか。	市との協議や提案により生じる業務になります。
24	入札説明書		4	2	1	(6)	エ	(ウ)	a		業務範囲	「統括マネジメント業務」と有りますが、業務内容と責任範囲を具体的にご教示ください。	選定事業者の業務範囲における全ての組織の方針、手法及びプロセス等を継続的に管理・改善等を統括して行う業務です。
25	入札説明書		4	2	1	(6)	オ	(ア)	a		選定事業者の収入	「選定事業者は～市に対して建設負担金として支払う」とありますが、建設負担金を支払う目的をご教示ください。	建設負担金は交付金を支払うための手続き上必要なために記載していましたが、関係機関との再調整の結果、建設負担金を不要とすることが可能となりましたので、建設負担金を必要としないように入札説明書等を修正します。
26	入札説明書		4	2	1	(6)	オ	(ア)	a		選定事業者の収入	サービス購入料Aの内容が、設計及び建設範囲の交付金相当とありますが、交付金の対象となる項目が具体的にあればご教示ください。	入札説明書36頁の「サービス購入料の構成」に関する表を参考にしてください。
27	入札説明書		4	2	1	(6)	オ	(ア)	a		選定事業者の収入	「交付金適用を予定している、交付金対象は出来高に応じて支払う。」とのことですが、交付金が適用されないこともありますと理解してよいでしょうか。交付金が適用されない場合、必然的に事業者が一時的に支払う建設負担金にしわ寄せがいく関係上、ご教示いただきたいと考えます。	過去の実績等から交付金が全く適用されないことは現状想定していませんが、今後の諸情勢により交付率の変動等の可能性はあるものと考えています。

横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業
質問及び回答（入札説明書）

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
28	入札説明書		4	2	1	(6)	オ	(ア)	a		選定事業者の収入	交付金適用を予定しているとのことですが、交付金が適用されない可能性がございますか。交付金が適用されない場合、事業者が支払う建設負担金が増加するリスクが発生しますので交付金が支払われなくなる場合をお示し下さい。	No27の回答を参照してください。
29	入札説明書		4	2	1	(6)	オ	(ア)	a		建設負担金	国交省の公表資料（「PFI事業者が補助金等に対する地方負担分を調達する場合の補助金等交付申請方法について」平成20年3月公表）により、PFI事業の場合には、地方負担分の資金調達をPFI事業者が行う場合は、その旨を記載することで足りると認識しております。 「建設負担金」を民間事業者が拠出する必要がないように修正をお願いいたします。 なお、過去の類似案件では「建設負担金」を不要としています。	No25の回答を参照してください。
30	入札説明書		4	2	1	(6)	オ	(ア)	a		市からのサービスの対価	国交省から公表されている「PFI事業が補助金等に対する地方負担分を調達する場合の補助金等交付申請方法について」によると、PFI事業では、補助金申請時にPFI事業者による資金調達と記入することで、事業者による建設負担金は不要とされておりますので、訂正願います。	No25の回答を参照してください。
31	入札説明書		4	2	1	(6)	オ	(ア)	a		選定事業者の収入	建設負担金を事業者が貴市に支払い、再度受領することとなっておりますが、事業者が貴市に負担金をお預けする期間はどのくらいをイメージされていますでしょうか。	No25の回答を参照してください。
32	入札説明書		5	2	1	(6)	オ	(ア)	b		管理運営の対価	今後の環境価値に係る各種制度の動向が不明確であり、事業者毎に変動による影響が異なることが想定されるため、事業者との十分な協議をお願いします。	必要に応じて協議する予定です。

横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業
質問及び回答（入札説明書）

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
33	入札説明書		6	2	2						予定価格	多様な燃料化方式（固形、ガス化等）の採用が可能であれば、事業総額も方式により非常にばらつきがあると思われますが、今回の予定価格算出の根拠を具体的にご提示ください。	予定価格の算出根拠を具体的に提示することは競争性確保の観点からできません。
34	入札説明書		6	2	2						予定価格	最低制限価格は設定されないと理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
35	入札説明書		6	2	3						事業に必要とされる根拠法令等	「適用法令及び適用基準は、設計及び建設、管理運営等の各業務の開始時点における最新のものを採用すること」とありますが、入札以降に法令等の改正が行われ、各業務の開始時点に於いて、費用の増額が必要となった場合は、実施方針のリスク分担表に従い、その費用は横浜市殿のご負担と理解してよろしいでしょうか。	基本的にはリスク分担表のとおり、市の負担になりますが、法令変更等に関するリスク分担は、事業契約書（案）第24条のとおりです。
36	入札説明書		7	3	1	(1)	イ				入札参加者の構成等	後述で資格を満たす者が複数の業務当たることを認めている為、1者で全ての要件を満たした場合、SPCの構成員は最小で1者でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
37	入札説明書		7	3	1	(1)	エ				入札参加者の構成等	燃料化物の有効利用業務あたる者については～重複参加を認めるとありますが、他の業務にあたるものには重複参加をみとめられていないのになぜ有効利用業務に当たる者のみ重複参加を認められるのでしょうか。理由をご教示ください。	有効利用業務にあたる者は、他業務に比較して業務を遂行できる者の数が少ないと想定したからです。
38	入札説明書		7	3	1	(1)					入札参加者の構成等	1者が全ての要件を満たした場合、最小でSPC構成員は1者で良いとの認識でよろしいでしょうか。また、「燃料化物の有効利用業務にあたる者」とは、燃料化物有効利用を仲介やあっせんする者ではなく、実際に有効利用する者との認識でよろしいでしょうか。	1者が全ての要件を満たした場合、SPC構成員は1者で差し支えありません。また、実際に有効利用する者を想定しています。

横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業
質問及び回答（入札説明書）

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
39	入札説明書		8	3	1	(2)	イ	(ア)	c		設計に関する業務にあたる者	「建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録」とは本店登録でよろしいでしょうか。	会社として設計業務を担う場合は、御理解のとおりです。ただし、支店単独で設計業務を担う場合は、支店登録が必要です。
40	入札説明書		8	3	1	(2)	イ	(ア)			設計に関する業務にあたる者	他の設計業務の兼任につきましては、管理技術者及び担当技術者は可能。照査技術者は認められない、との認識で相違ないでしょうか。	管理技術者及び担当技術者は、担うべき役割が十分に果たされることを前提に可能とします。一方、照査技術者は、他の設計業務の兼任は認めません。
41	入札説明書		9	3	1	(2)	イ	(ウ)	b		各業務にあたる者の資格要件	「管理業務の遂行において担当する業務に必要となる資格」とは具体的にどのようなものをさしますか。	管理業務の遂行において担当する業務に必要となる資格は、選定事業者が提案する内容によって異なりますが、要求水準書26頁の第4 管理運営に関する事項、2 管理運営体制条件の(1) 運転管理体制に選任が必要な作業主任者の一例を記載していますので参考にしてください。
42	入札説明書		9	3	1	(2)	イ	(エ)	b		各業務にあたる者の資格要件	「環境への負荷の低減に関する指針に基づき協議を行う。」とあり、環境への負荷の低減に関する指針に「特別な事情がない限り、気体燃料とすること。」とあります。固形燃料は市内で利用できないのでしょうか。利用できるとする場合、その解釈をご提示いただきますようお願いします。 また、現在、電源開発（株）磯子発電所にて固形燃料（石炭）を利用していると認識しておりますが、電源開発（株）以外で横浜市内にて固形燃料が利用可能な全ての企業・施設等を具体的にご提示いただきますようお願いします。	守秘義務の観点から公表することはできません。
43	入札説明書		9	3	1	(2)	イ	(エ)	b		燃料化物の有効利用業務にあたる者	「市においては、・・・環境への負荷の低減に関する指針・・・に基づき協議を行う。」とありますが、当該の指針には「・・・特別な事情がない限り、気体燃料とすること。」とありますので、固形燃料を市内で利用できるとする場合、利用可能な全ての施設・企業等を具体的にご提示ください。	No42の回答を参照ください。

横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業
質問及び回答（入札説明書）

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
44	入札説明書		9	3	1	(2)	イ	(エ)	b		各業務にあたる者の資格要件	環境への負荷の低減に関する指針には「特別な事情がない限り気体燃料とすること」とありますが、本事業にて燃料化物を利用する場合は、特別な事情に該当するのでしょうか？	提案内容により個別に判断することになります。
45	入札説明書		9	3	1	(2)	イ	(イ)	a		建設に関する業務にあたる者	「建設業法第3条1項の規定による建築一式工事につき特定建設業の許可」は本店にて許可されればよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
46	入札説明書		9	3	1	(2)	イ				各業務に当たる者の資格要件	一級建築士事務所登録等委任先営業所で登録されていない要件があるが、会社として要件を満たす場合、委任先営業所の申請で資格要件は満たされるとの認識でよろしいでしょうか。	委任先の営業所が、本事業に業務にあたる場合、資格要件が満たされない可能性があります。
47	入札説明書		9	3	1	(2)	イ	(ウ)			管理運営業務にあたる者	管理運営業務にあたる者が複数である場合には、aについては管理運営業務にあたる者すべてが資格を満たす必要があり、bについては1者が資格を満たせば良いとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
48	入札説明書		9	3	1	(2)	イ	(エ)			燃料化物の有効利用業者にあたる者	燃料化物を購入する旨の確約を提示する時期は競争参加資格申請時でよろしいですか。事業契約締結後に、燃料化物の有効利用業務にあたる者の追加参加について事業者から提案がある場合には、事業者と市で協議し、市が問題なしと判断すれば可能でしょうか。	御理解のとおりです。
49	入札説明書		10	3	1	(3)	イ				入札参加資格認定基準日等	「開札日と落札者決定日が同日の場合」と「開札日と落札者決定日が別日の場合」が記載されています。落札者決定基準からは、開札により落札者が即日決定すると理解できることから、「開札日と落札者決定日が別日の場合」となる状況が想定できません。 「開札日と落札者決定日が別日の場合」となることを想定している具体的理由の例を提示願います。	開札後にPFI事業審査委員会が最優秀提案者を選定し、その結果をもとに市が落札者を決定することから、開札日と落札者決定日は別日になる可能性があります。

横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業
質問及び回答（入札説明書）

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
50	入札説明書		10	3	1	(3)					入札参加資格確認基準日等	入札参加資格確認基準日の翌日以降、応募グループの構成員又は協力会社は、競争参加資格を欠いた場合を除いて変更できないという理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
51	入札説明書		11	3	1	(4)	7				入札説明書等の承諾	本記載をもって、事業契約書（案）の修正が否定されるものではなく、落札者決定後から事業契約締結までに、相互の疑義についての協議や、契約内容の明確化等必要な協議は可能であるとの理解でよろしいでしょうか。	誤字の訂正や明確化に必要となる事項に関する協議は可能です。
52	入札説明書		11	3	1	(4)	7				入札に関する留意点	入札参加者は、入札参加資格確認審査に関する提出書類の提出をもって入札説明書等の記載内容を承諾したものとみなすとありますが、落札後に予定されている、基本協定書や事業契約書の締結では、記述内容の解釈について法的、実務的見地から当事者間の協議は必要不可欠と考えます。よって承諾したものとみなすとの文言修正をお願い致します。	No51の回答を参照ください。
53	入札説明書		11	3	1	4	ウ	(イ)			契約保証金等	管理運営に係る業務委託契約の契約保証金（保証事業会社の保証等）は求めないと考えてよろしいでしょうか？	御理解のとおりです。
54	入札説明書		12	3	1	(4)	エ	(エ)			提案書類の公開	「情報公開する場合には事前に入札参加者に連絡する」とありますが、事業者の競争上不利益になる内容は、開示対象外にしていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	法令や条例に基づく開示請求の場合、当該法令や条例の規定に従うことになりますが、事業者の競争上不利益になる内容には留意し公開します。
55	入札説明書		12	3	1	(4)	エ	(エ)			提出書類の取り扱い	「提案書類を情報公開する場合、事前に入札参加者に連絡する」とありますが、高度な技術ノウハウ等を含むため、事前に市と協議を行った上で、情報公開されるよう修正願います。	No54の回答を参照ください。
56	入札説明書		15	4	2	(2)	ウ				貸与期間	参考資料（既設施設図面）の貸与期間は、3日間（休日を除く）とありますが、貸与期間の延長は可能でしょうか。	延長はできません。

横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業
質問及び回答（入札説明書）

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
57	入札説明書		16	4	2	(3)	ア	(エ)			質問（第一次）への回答公表	質問者が自ら公表を希望しない旨を明示した項目以外は、ホームページで公表されると理解してよろしいでしょうか。	質問者が自ら公表を希望しない旨を明示した場合や質問者の権利、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれがあると考えられるものは公表しないという方針のもとに、市が判断のうえ公表します。
58	入札説明書		16	4	2	(3)	ア	(エ)			質問（第一次）への回答公表	「～質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるもの」の基準を具体的にご教示ください。質問回答について可能な限りの情報公開をお願いします。	基本的に全ての質問回答を公表する予定です。公表の基準に関連しては、No57の回答を参照ください。
59	入札説明書		17	4	2	(3)	イ	(エ)			質問（第二次）への回答公表	質問者が自ら公表を希望しない旨を明示した項目以外は、ホームページで公表されると理解してよろしいでしょうか。	No57の回答を参照ください。
60	入札説明書		17	4	2	(3)	イ	(エ)			質問（第二次）への回答公表	「～質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるもの」の基準を具体的にご教示ください。質問回答について可能な限りの情報公開をお願いします。	No58の回答を参照ください。
61	入札説明書		18	4	2	(4)	ウ				入札参加資格申請書等の提出方法	入札参加資格申請書等の資料を持参により提出する場合は、封筒は不要との理解でよろしいでしょうか。	持参の場合も封筒に入れるようお願いします。
62	入札説明書		20	4	2	(6)					誤記	表中の様式6-25の名称ですが、「管理運営上の副産物の扱いに関する提案」の誤記と思われます。訂正願います。	誤記であり、訂正いたします。

横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業
質問及び回答（入札説明書）

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
63	入札説明書		25	3	6	(8)					出来高報告書	貴市が想定する各年度の出来高割合が示されておりますが、出来高額は選定事業者による提案を尊重して頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	要求水準書25頁に記載の出来高を基本として提案してください。
64	入札説明書		27	6	1	(1)	イ	(ア)			基本協定の締結	参加資格を欠いた者に代わって、落選した他の提案者の構成員若しくは協力会社を起用することは可能でしょうか。	基本的にはできません。
65	入札説明書		27	6	1	(2)					SPCの設立	「事業予定者」とはSPCと理解してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
66	入札説明書		27	6	1	(2)					SPCの設立	入札時の構成員の出資比率(議決権割合)が1/2を超えていれば、構成員でも協力会社でもない者が出資者となつてもよいのでしょうか。	可能です。
67	入札説明書		27	6	1	(3)	イ				事業契約の締結	事業契約については、明確化のための修正や、解釈に関する協議及び覚書の締結等、その他本事業を遂行するために通常容認される範囲の協議は可能との理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
68	入札説明書		27	6	1	(3)					事業契約の締結	基本協定の締結から事業契約の締結までの間に事業契約の解釈について、市と事業者が協議ができると理解でよろしいでしょうか。	No67の回答を参照ください。
69	入札説明書		28	6	1	(3)					事業契約の締結	「落札者」「事業予定者」はSPCと理解してよろしいでしょうか。	落札者は選定グループ、事業予定者はSPCと御理解ください。
70	入札説明書		28	6	1	(3)	キ				事業契約の締結	実施方針書別紙1「リスク分担表」において、議会議決リスクが横浜市殿となっていることから、議会否決等によりSPC及び構成員、協力会社に発生した損害は、横浜市殿が負担すると理解してよろしいでしょうか。	基本的には御理解のとおりです。

横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業
質問及び回答（入札説明書）

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
71	入札説明書		29	6	1	(4)	イ				その他	「落札者又は事業予定者が事業契約を締結しない場合」とありますが、「落札者」と「事業予定者」は異なる者でしょうか。いずれもSPCと理解してよろしいでしょうか。	No69の回答を参照ください。
72	入札説明書		29	6	1	(4)	イ				その他	総合評価の次点の者と随意契約するに至った場合、「公民協働事業応募促進報奨金」は、次点の者に交付されますか。	総合評価の次点の者と随意契約するに至った場合は、報奨金は交付されません。
73	入札説明書		29	6	2	(6)					財務書類の提出	公認会計士 または 監査法人 の監査を受けた報告書で問題ないと理解してよろしいでしょうか。また、会社法でいう、会計監査人の設置義務はないと理解してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
74	入札説明書		31	6	3	(2)					予想されるリスクと責任分担	「市と選定事業者の責任分担は、事業契約書によることとし、入札参加者は負担すべきリスクを想定した上で提案を行うものとする。」とありますが、事業者が独自でリスクを想定した場合、事業費に過剰なリスク費が追加され、より低廉なサービスの提供が困難となる可能性があります。リスク分担については、実施方針の別紙1で公表されているものを前提と考えて宜しいでしょうか。	基本的に御理解のとおりですが、個別の内容については協議になります。
75	入札説明書		31	6	3	(3)					金融機関等との直接契約の締結	SPC出資会社の関連会社（A社とする）からコーポレートファイナンスによる資金調達を計画した場合、A社と横浜市殿による直接協定を締結することは可能でしょうか。	直接協定は金融機関等との締結を原則としています。
76	入札説明書		31	6	3	(3)					金融機関等との直接協定の締結	金融機関”等”とありますが、一般的な銀行以外にどのような機関を想定しているのか、ご教示ください。	一般的な銀行以外に信用金庫、保険会社等を想定しています。
77	入札説明書		31	6	3	(3)					金融機関等との直接協定の締結	構成員が自ら資金調達を行う、もしくは、構成員の親会社から資金調達を行うこと自体は、問題ないと理解してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。

横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業
質問及び回答（入札説明書）

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
78	入札説明書		31	6	3	(3)					金融機関等との直接協定の締結	金融機関はプロジェクトファイナンス形式で資金提供を行う場合、直接協定の締結が前提となるのが通常と理解しております。 原則として直接協定は締結いただけるものとの理解でよろしいでしょうか。	直接協定を締結することを原則したいと考えています。
79	入札説明書		31	6	3	(3)					直接協定の締結	市が融資銀行等と直接協定を締結する場合、いつ頃になるかご教示下さい。	事業契約締結後を想定しています。
80	入札説明書		48	2	1						燃料化物の初期単価	固形の燃料化物であれば、トンあたり1,000円以上とする。とありますが、固形の燃料化物のみ単価が提示されている理由を教えてください。	固形物は廃棄物処理法を留意する必要があることから金額を提示しています。
81	入札説明書	1	36	1	(1)						サービス購入料の構成	サービス購入料A2について、必要な行政手続に関する費用、融資組成手数料、その本事業を実施するうえで必要な業務に関わる費用について、具体的にいかなるものを想定しているか、具体的にご教示いただけないでしょうか。また運転開始後も毎年発生するような費用(ローン組成のエンド費用他)も含まれるのでしょうか。	保険料等を想定しています。また、サービス購入料A2は、初期投資に係る費用を想定しており、運営開始後の費用は含まれません。
82	入札説明書	1	37	1	(2)	イ					サービス購入料A2	社会資本整備総合交付金が想定金額から増減するリスクがありますので、資金調達に支障が出ないスキームとなるよう、交付金の増減に応じたサービス購入料の提案を行えば良いのでしょうか。	御理解のとおりです。
83	入札説明書	1	38	1	(2)	ア	(ア)				サービス購入料A1	「交付金が現在の想定金額よりも減額された場合には～減額して支払う。」とありますが、減額の可能性があると融資計画が立てられないため、交付金の減額分は横浜市殿にてご負担いただけないでしょうか。	入札説明書に記載のとおりとしますので、減額分は事業者にて負担いただくようお願いします。なお、交付金については「下水道事業の手引」(国土交通省都市・地域整備局下水道部下水道事業課 監修)を参考してください。

横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業
質問及び回答（入札説明書）

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
84	入札説明書	1	38	1	(2)	ア	(ア)				サービス購入料A1	交付金の割合が、ご指示されている入札時の率から下がる場合には、事業者が調達する資金(=建設負担金部分)が増大することとなります。その結果、リスクも勘案し、事前に資金調達先と協議しておく必要があるのでしょうか。	御理解のとおりです。
85	入札説明書	1	38	1	(2)	ア	(ア)				サービス購入料A1	交付金の適用可否やその割合により、事業者が調達する資金(=建設負担金部分)が大幅に変動することになりますので、入札前の極力早い段階で、適用可否と率の確定をお願いいたします。	交付金の適用可否及び交付金額は、国へ申請後、内示により確認します。なお、事業契約締結前には確定します。
86	入札説明書	1	38	1	(2)	ア	(ア)				支払手続	交付金の増減によりサービス購入料A2の総額が変動致しますと、金融機関としてはファイナンス提供ができません。交付金が減額された場合については貴市にて、減額分を補填頂き、サービ購入料A2の総額に影響しない形態として頂けませんでしょうか？	No83の回答を参照ください。
87	入札説明書	1	38	1	(2)	ア	(ア)				サービス購入料A1	交付金の増減によりサービス購入料A2の総額が変動致しますと、金融機関としては融資金額が確定せず、ファイナンス提供ができません。交付金が減額された場合については貴市にて、減額分を補填頂き、サービ購入料A2の総額に影響しない形態として頂けませんでしょうか？交付金の増減については民間にて負担できるリスクではないことから、貴市にてご負担頂きたいと存じます。	No83の回答を参照ください。
88	入札説明書	1	38	1	(2)	ア	(ア)				サービス購入料A1	サービス購入料A1につき、交付金の金額が確定するタイミングは、事業契約締結時点との理解でよろしいでしょうか（本文中に「※具体的な金額は、事業者選定後に国に申請した後、事業契約前に確定する」との記載がありますが、この国に申請した時点で金額が確定するとの理解でよろしいでしょうか）。	No85の回答を参照ください。
89	入札説明書	1	38	1	(2)	ア	(イ)				サービス購入料A1	支払時期は、概ね、各事業年度の年度末(3月末)もしくは次年度の4月末と理解してよろしいでしょうか。	御理解のとおりですが、出来高検査の時期により前後する可能性はあります。

横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業
質問及び回答（入札説明書）

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
90	入札説明書	1	38	1	(2)	ア	(イ)				サービス購入料A1	建設負担金の額は、設計建設費相当額に消費税を附加した額か、本体額のみか、どちらでしょうか。	No25の回答を参照ください。
91	入札説明書	1	38	1	(2)	イ	(ア)				サービス購入料A2	「分割して支払う」とありますが、分割方法は20年均等と理解してよいでしょうか。また、割賦金利の計算方法(元利均等or元金均等)についてご教示ください。仮数値の具体例を示してご教示いただけないでしょうか。	割賦金利の計算は元利均等でも元金均等でも差し支えありません。また、仮数値について提示することはできません。
92	入札説明書	1	38	1	(2)	イ	(ア)				サービス購入料A2	サービス購入料A1の金額の変動によりサービス購入料A2の金額が変動する旨が規定されているかと存じます。 事業契約締結後に、サービス購入料A2の金額が事業契約締結時に想定した金額から変動した場合、金融機関からの借入れにおいて追加費用（ブレークファインディングコスト等）が生じる可能性があります。サービス購入料A2の金額変動は民間事業者でコントロールできないことに鑑み、当該追加費用は貴市にてご負担頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	市の責めによる場合は合理的な範囲で市が増加費用を負担します。それ以外の場合は、事業者の負担となります。
93	入札説明書	1	38	1	(2)	イ	(イ)				支払時期	サービス購入料A2について、市は四半期毎に年4回、計80回にて分割して支払うことは明記されていますが、元金均等で80回お支払いいただくという理解でよろしいでしょうか。	No91の回答を参照ください。
94	入札説明書	1	38	1	(2)	イ	(イ)				サービス購入料A2	サービス購入料A2の支払方法は、四半期毎に年4回、計80回の元金均等でしょうか、あるいは元利均等のいずれを想定されていますでしょうか。	No91の回答を参照ください。
95	入札説明書	1	38	1	(2)	イ	(イ)				サービス購入料A2	支払時期は、概ね、8月・11月・2月・5月（第一四半期の例～請求7月上旬、そこから30日以内として8月上旬）と理解してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。

横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業
質問及び回答（入札説明書）

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
96	入札説明書	1	38	1	(2)	イ	(エ)				支払手続	割賦金利についてはP45の記載を見る限り、10年後に見直しがあるという理解でよろしいでしょうか？	御理解のとおりです。
97	入札説明書	1	38	1	(2)	イ	(エ)				支払手続	サービス購入料A2の割賦金利の計算方法について記載がございません。金利の計算方法をご提示下さい。	No91の回答を参照ください。
98	入札説明書	1	38	1	(2)	イ	(エ)				支払手続	10年後に金利の見直しがあるということであれば、サービス購入料A2については1/2を当初金利にて10年間で支払われ、残り1/2を後半の10年で見直し後の金利で支払われるということでしょうか？	借入れの形態により詳細は異なると考えられます が、基本的に御理解のとおりです。
99	入札説明書	1	38	1	(2)	イ					サービス購入料A2（分割支払分）	請求のタイミングは、B1, 2, 3, 4と同様であるとの理解でよろしいでしょうか。	基本的には御理解のとおりです。
100	入札説明書	1	38	1	(2)	イ	(ウ)				支払手続	サービス購入料AとBの請求・支払はそれぞれ別々に行なわれるとの理解でよろしいでしょうか。	基本的には同時に行われると想定しています。
101	入札説明書	1	39	1	(2)	ウ	(ウ)				サービス購入料B1 (B2 B3 B4も同様)	支払時期は、概ね、8月・11月・2月・5月と理解してよろしいでしょうか。また、支払期日は、サービス購入料A1と同一となると理解してよろしいでしょうか。	支払時期は基本的に御理解のとおりです。また、支払期日は市が請求を受けた日から30日以内となります。
102	入札説明書	1	40	1	(2)	エ	(ウ)				サービス購入料B2	「消化汚泥等1tあたり」とは、Wetベースと理解してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
103	入札説明書	1	40	1	(2)	カ	(ウ)				サービス購入料B4	「消化汚泥等1tあたり」とは、Wetベースと理解してよろしいでしょうか。	No.102の回答を参照してください。
104	入札説明書	1	40	1	(2)	カ	(ウ)				サービス購入料B4	供給消化ガス単位発熱量[MJ/Nm3]について、提案における値に指定はありますか。	供給消化ガス単位発熱量は、要求水準書別紙5の消化ガスの成分実績を参考に、提案によります。

横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業
質問及び回答（入札説明書）

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
105	入札説明書	1	40	1	(2)	オ					サービス購入料B3（修繕費）	修繕業務については、提案時点の計画とずれる可能性がありますので、事業者の判断により実施可否や修繕内容及び実施時期等を判断し、必ずしも計画通り実施しなくてもよろしいでしょうか。 上記の場合において、修繕計画の一部を省略できた場合であっても、委託料を減額しないとともに、修繕業務が増加した場合であっても、委託料を増額しないとの理解でよろしいでしょうか。 (より適切な運転管理の実施が実現した場合には、提案時計画の内容を一部省略できる一方で提案時に想定できなかった修繕業務の発生も考えられるため、柔軟な運用をお願いするものです。)	御理解のとおりです。
106	入札説明書	1	41	1	(2)	カ	(ア)				サービス購入料B4	供給消化ガス単位発熱量[MJ/Nm ³]について、提案における値に指定はありますか。	No104の回答を参照ください。
107	入札説明書	1	41								都市ガス料金相当額	「②当該期間供給消化ガス単位発熱量は、市と選定事業者間であらかじめ設定方法を定めておく」ありますが、外部燃料の使用量に関わるので、入札前に設定していただきたくお願いします。	No104の回答を参照ください。
108	入札説明書	1	42	2							サービス購入料の改定	物価変動等による改訂の協議開始は、事業者側からの申出(通知)が必要と理解してよろしいでしょうか。申出をする際、基準となる変動数値の定義のご提示をお願いします。	事業者または市から協議を申し込むことができます。物価変動については3%を基準としています。
109	入札説明書	1	42	2	(1)	ア	(ア)				改定方法	$P_n = P_{n-1} \times \frac{(C_{In-1}/C_{Ix})}{(C_{Ix}/C_{In-1})}$ ⇒ 括弧内算式ですが、 $P_n = P_{n-1} \times \frac{(C_{Ix})}{(C_{In-1})}$ ではないかと思いますがご確認をお願いします。	御指摘のとおりですので、訂正します。
110	入札説明書	1	42	2	(1)	イ	(ア)	a			単品スライド	「価格に著しい変動を生じ」とありますが、“著しい”について具体的な数値を含めた定義を提示願います。	状況により一概に言えないことから具体的な定義は困難であると考えています。

横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業
質問及び回答（入札説明書）

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
111	入札説明書	1	42	2	(1)	イ	(ア)	b			インフレスライド	「急激なインフレーションまたはデフレーションを生じ」とありますが、“急激な”について具体的な数値を含めた定義を提示願います。	No110の回答を参照ください。
112	入札説明書	1	43	2	(2)	イ					物価変動の指數	薬品費については、国内企業物価指数の変動率では物価変動が適切に反映されているとは言い難く、事業費への影響も少なくないため、個別の設定をご配慮いただきたいと思います。	入札説明書では一般的と考えられるものを指標としています。提案内容により個別の適切な指標の提案があれば、協議に応じます。
113	入札説明書	1	43	2	(1)	ア	(ア)				改定方法	サービス購入料A1及びA2が改定される場合の変更額について、市と事業者間の協議が開始から14日以内に整わない場合、市が定め、選定事業者に通知することになっておりますが、サービス購入料の変更是PFI事業者の事業存続に多大な影響を与えるものです。変更額やその内容によっては、事業者との協議期間の延長や第三者の意見を反映するなどして、合理的に解決を図るよう訂正願います。	入札説明書に記載のとおりとしますが、市は変更額に関する合理的な算定根拠を提示する等、協議が整うように努力します。
114	入札説明書	1	45	3							サービス購入料の改定	金利変動による改訂について、基準となる変動数値の定義のご提示をお願いします。	基準金利は、入札説明書39頁（エ）を参照してください。
115	入札説明書	1	47	1	4						サービス購入料B4のリスクとインセンティブ	提案した1トンあたりに必要なユーティリティ使用量について、提案時と汚泥性状・消化ガス発熱量等の条件が変わった場合は横浜市殿の支払い基準額を協議にて変更可能としていただけないでしょうか。	汚泥性状・消化ガス発熱量等の条件が、要求水準書10頁ウにより定めた標準的範囲を逸脱した場合には協議となります。
116	入札説明書	1	47		4						サービス購入料B4の支払額	サービス購入料B4の支払額のもとになる「提案した1トンあたりに必要なユーティリティー使用量」は、前提とする汚泥性状等を含め事業者にて提案するとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。

横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業
質問及び回答（入札説明書）

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
117	入札説明書	2	48	1							燃料化物の初期単価	「固形燃料化物であれば」、トンあたり1,000円以上と記載がありますが、固形以外の燃料で想定されているものを具体的にご教示ください。また、その場合の単価はいくら以上になるのでしょうか。	固形以外の燃料については、No5を参照してください。また、固形以外の燃料についての単価は提案によります。
118	入札説明書	2	48	1							燃料化物の初期単価	燃料化物が固形物でない場合は、燃料化物の初期単価に関する制約はなく、応募者が自由に定めると理解してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
119	入札説明書	2	48	1							燃料化物の初期単価	「固形の燃料化物であれば、トンあたり1000円以上とする。」とありますが、どのような根拠で算出されたのでしょうか。内訳をご教示ください。	民間事業者へのヒアリング等を踏まえ、代替対象燃料との性状の相違、輸送費等を勘案し、廃棄物処理法に留意のうえ設定しています。また、詳細な内訳については競争性確保の観点から公表できません。
120	入札説明書	2	48	1							燃料化物の初期単価	「固形の燃料化物であれば、トンあたり1000円以上とする。」とありますが、燃料から発生する灰分等を考慮すると、1000円以上の価値がない場合があります。最低引取額の変更をご検討いただけないでしょうか。	最低引取額を変更する予定はありません。
121	入札説明書	2	48	1							燃料化物の初期単価	なぜ固形の燃料化物のみ最低価格（トンあたり1,000円以上）が明記されているのですか、固形化物以外の想定はどのようなものをされていますか、想定されている場合の燃料化物の形態および単価はいくら以上になるのでしょうか？	No80、No117の回答を参照ください。
122	入札説明書	2	48	1							燃料化物の初期単価	固形の燃料化物の最低価格はどのような根拠で算出されていますか。内訳の中に燃料化物灰分の処分費も含まれていますか。ご教示ください	No119の回答を参照ください。

横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業
質問及び回答（入札説明書）

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
123	入札説明書	2	48	2	(2)						燃料化物の単価の改定	燃料化物が固形物でない場合は、指標として「石炭製品」を用いることは適当ではないと考えます。 燃料化物が固形物でない場合の指標をご提示願います。	入札説明書では固形物の場合の指標をお示ししています。提案内容により個別の適切な指標の提案があれば、協議によりその指標とすることは可能です。
124	入札説明書	2	48	2	(2)						燃料化物の単価の改定	算定式に石炭製品を採用しており、他の製品の記載がないということは、製造する燃料化物は固形のみを想定しているものとして考えてよろしいでしょうか。	No5的回答を参照ください。
125	入札説明書	2	48	2	(2)						燃料化物の単価の改定	なぜ、石炭製品が算定式に採用されているのでしょうか。算定式の設定根拠をご教示ください。	No123的回答を参照ください。
126	入札説明書	2	48	2	(2)						算定式	変化率の算出方法としては、（前回見直し時の直近12ヶ月平均値 / 指標の直近12ヶ月平均値）の少数2位未満切捨てでよろしいでしょうか	御理解のとおりです。
127	入札説明書	2	48	2	(2)						算定式	変化率として用いる指標として固形の燃料化物に関しては石炭製品を使うと理解してよろしいでしょうか	基本的には御理解のとおりです。
128	入札説明書	2	48	2	(4)						燃料化物の単価の改定 その他	「いわゆる環境価値が変動した場合」とは具体的にどのようなものかご教示下さい。	温室効果削減効果に関する価値を想定しています。
129	入札説明書	2	48	2	(4)						環境価値の変動	環境価値が変動した場合、市と選定事業者は協議できることになっておりますが、環境価値の変動とは、燃料化物の利用における輸送費や灰処理費など有効利用に係る費用の変動を考慮されるとの理解で宜しいでしょうか。	環境価値の変動は、将来の温室効果削減効果に関する価値の変動を示しています。現時点で具体的な費目を限定することは難しいと考えており、個別に協議します。
130	入札説明書	2	48								燃料化物の初期単価	「固形の燃料化物であれば、トンあたり1,000円以上とする」とあります。燃料化物を処理場から利用先まで輸送した上で有価物扱いにする必要があることを勘案すると、極力低い100円程度が妥当性のある金額でと考えますが、1,000円に設定された根拠があればご教示願います。	No119的回答を参照ください。

横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業
質問及び回答（入札説明書）

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
131	入札説明書	3	49	1							ユーティリティの単価	「※ただし、市の事由による単価の変更は除く。」とありますが、具体的にはどのような事由を想定していますか。	他施設の要因による電力会社への違約金が発生した場合等を想定しています。
132	入札説明書	3	49	1							ユーティリティの単価	上水料金、雑用水料金、都市ガス料金の単価設定方法には、「※ただし、市の事由による単価の変更は除く。」の記述がありません。本事業以外の設備でのトラブル等で、上水使用量等が増加した場合も本事業に課金されることになり不合理と考えます。 上水料金、雑用水料金、都市ガス料金の単価設定方法にも「※ただし、市の事由による単価の変更は除く。」を記載願います。	電力料金のように違約金が発生することによる変更はないと考えられるため、入札説明書に記載のとおりとします。
133	入札説明書	4	50	1							副産物の処理における役割分担	副産物を横浜市殿へ引渡す具体的な場所は、何処になりますか。	センター内の当該事業場所になります。
134	入札説明書	4	50	2 ⁽¹⁾							副産物の処理費用の支払方法	副産物の処理単価を提示願います。	副産物の処理単価は提案によります。
135	入札説明書	1	1								入札書の位置付け	実施方針発表以降に東日本大震災があって、福島第一原発の事故も発生し、放射能のリスクが顕在化しております。下水汚泥についても放射能性物質が検出され、処分が滞っている状態です。そのため改めてリスク分担表のご提示をお願いします。	実施方針のリスク分担表に修正事項がないため改めて提示する予定はありません。なお、リスク分担の考え方は、事業契約書（案）等に反映しています。
136	入札説明書	9	3	1	(2)	イ	(エ)	b			各業務にあたる者の資格要件	「環境への負荷の低減に関する指針に基づき協議を行う。」とあり、環境への負荷の低減に関する指針には「有害な物質の発生の防止」とあります。放射性物質は有害な物質と考えてよろしいでしょうか。	「有害な物質の発生の防止」における「有害な物質」には放射性物質は含まれておりません。市は、放射能に関する対応として国等の基準、指針等に準じる事としております。
137	入札説明書	9	3	1	(2)	イ	(エ)	b			各業務にあたる者の資格要件	環境への負荷の低減に関する指針には「特別な事情がない限り気体燃料とすること」とありますが、本事業にて燃料化物を利用する場合は、特別な事情に該当するのでしょうか？	提案内容により個別に判断することになります。

横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業
質問及び回答（入札説明書）

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
138	入札説明書		9	3	1	(2)	イ	(エ)	b		各業務にあたる者の資格要件	「なお、燃料化物の有効利用業務にあたるものは(中略)施設がある地域の自治体と協議し承諾を得ることとする。」とありますが、横浜市殿にて使用する場合、放射性物質を含む燃料化物も横浜市環境創造局環境保全部殿の許可を得られるとの理解でよろしいでしょうか。	放射性物質の濃度等について、国の判断基準を勘案し判断することとなります。
139	入札説明書		9	3	1	(2)	イ	(エ)	b		燃料化物の有効利用業務にあたる者	「市においては、・・・環境への負荷の低減に関する指針・・・に基づき協議を行う。」とありますが、当該の指針には「有害な物質の発生の防止」とあります。放射性物質は有害な物質と考えてよろしいでしょうか。	No136の回答を参照ください。
140	入札説明書		9	3	1	(2)	イ	(エ)	b		燃料化物の有効利用業務にあたる者	「市においては、・・・環境への負荷の低減に関する指針・・・に基づき協議を行う。」とありますが、当該の指針には「有害な物質の発生の防止」とありますので、有害な放射性物質を含む燃料を市内で利用できるとする場合、どのようにすればよいかを具体的にご提示ください。	No136の回答を参照ください。
141	入札説明書		9	3	1	(2)	イ	(エ)	b		燃料化物の有効利用業務にあたる者	『なお、燃料化物…事業契約の締結までに…地域の自治体と協議し承諾を得ること』とあるが燃料化物の放射性物質濃度は協議に含まれるのですか	燃料を利用する予定の施設がある地域の自治体の判断によります。
142	入札説明書		9	3	1	(2)	イ	(エ)	b		各業務にあたる者の資格要件	「環境への負荷の低減に関する指針」第2項には「有害な物質の発生の防止」とあります。放射能は指針にふれられていませんが、放射性物質を含んだ燃料化物は発生を防止すべき有害な物質として指針に含まれるとの解釈でよろしいですか。	No136の回答を参照ください。
143	入札説明書		9	3	1	(2)	イ	(エ)	b		各業務にあたる者の資格要件	有害な放射性物質を含む燃料化物は「環境への負荷の低減に関する指針」を遵守すれば、市内では利用できないものと考えてよろしいでしょうか。市内で利用できるとする場合は、その根拠と解釈をお示下さい。	No136、No141の回答を参照ください。

横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業
質問及び回答（入札説明書）

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
144	入札説明書		9	3	1	(2)	イ	(エ)	b		各業務にあたる者の資格要件	「環境への負荷の低減に関する指針」第1項の「有害な物質の使用の回避」には、「(1)物の製造に用いる原材料には、無害な原材料又はより有害性の低い原材料を選択すること」とあります。放射能については指針で明示されていませんが、燃料化物を製造するために放射性により汚染された消化汚泥は使用を回避すべき有害な物質として指針に含まれるとの解釈でよろしいですか。	No136の回答を参照ください。
145	入札説明書		31	6	3	(1)					リスク分担	放射性物質の取り扱いが不安定な状況下、本事業における放射性物質に関するリスクは、発注者・事業者並びに周辺住民に不測の事態を引き起こし、事業全体が不安定なものとなりかねません。 従って、放射性物質に起因するリスクについては、全て市が負うという考え方でご対応いただきますようお願い致します。	国等の基準、指針等を勘案し、具体的な内容により個別に検討することになります。
146	入札説明書	2	48	1							燃料化物の初期単価	要求水準書で示された脱水汚泥等のセシウム総量が114Bq/kgとなっておりますが、この性状で固形燃料を製造した場合、600Bq/kg以上のセシウム総量濃度の燃料化物となる可能性があります。この燃料化物を有価物（1000円/トン）として横浜市殿が民間業者（SPC）へ売却することについて、横浜市殿は問題ないとお考えでしょうか。	No138の回答を参照ください。
147	入札説明書	2	48	1							燃料化物の初期単価	上記について問題ないと考えている場合、明確な法的根拠をご教示ください。6月16日に示された国の考え方によれば、脱水汚泥等を利用した副次産物の利用について、事業者等により市場に流通する前にクリアランスレベル（セシウム総量100Bq/kg）以下になることが合理的に確保される場合、利用に差し支えない。とあります。	災害廃棄物安全評価検討会（環境省）の資料等によります。

横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業
質問及び回答（入札説明書）

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
148	入札説明書	4	50	1							副産物の処理における役割分担	選定事業者より処分業者を提案することとなっておりますが、この事業での副産物に放射性物質が検出された場合、放射性物質を含む廃棄物となるため、事業者からの提案は非常に困難となります。放射性廃棄物に関しては横浜市殿の責任で処分していただけるとの理解でよろしいでしょうか。 廃掃法第1章総則第2条にて廃棄物の定義は ”放射性物質及びこれによって汚染されたものは除く”と規定されております。	国等の基準、指針等に準じて、副産物の処分が困難となった場合には協議となります。